

お知らせ



産前産後期間の国民年金保険料

産前産後期間の

国民年金保険料が免除

■ 住民課 年金係 ☎65・33301

【免除期間】 出産予定日又は、出産日が属する月の前月から4か月間。なお、多児妊娠の場合は、3か月前から6か月。

【対象者】 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の人

【届出時期】 出産予定日の6か月前から届け出可能

【添付書類】 へ出産前に届書を提出する場合

○ 母子健康手帳

〈 出産後に届書を提出する場合〉

○ 原則不要。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類

〈 個人番号(マイナンバー)により届書を行う場合〉

○ マイナンバーカード

※ 持っていない場合は左記を提示

- ① マイナンバーが確認できる書類(通知カード、個人番号の表示のある住民票の写し)
- ② 本人確認書類(運転免許証、パスポート、在留カードなど)

補助金



ブロック塀等撤去費の一部を補助

危険なブロック塀等の

撤去費の一部を補助

■ 建設事業課 管理鉱書係 ☎65・33330

桂川町では、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や、避難路を確保するため、危険なブロック塀等の撤去を行う場合に、撤去費の一部を補助する制度を実施します。

【対象者】 町税などを滞納していないブロック塀等の所有者

【対象となるブロック塀等】

① 町内の道路に面した道路からの高さが1m以上のブロック塀等

② 補強コンクリートブロック造、組積造(れんが造、石造、コンクリートブロック造等)の塀(フェンスその他これらに類するものと混用の場合を含む)及び門柱であること

③ ブロック塀等の調査を行い、町で定めたブロック塀等の診断カルテの点数が40点未満のもの

【補助金額】

撤去費用の3分の2(上限16万円)

※ 補助は予算の範囲内で先着順で受け付け

【注意事項】

◇ 補助を受けるためには、町との事前協議が必要です。

◇ 補助金を申請する場合は、工事の契約や着工前に申請してください。

教室



スマホでの悩み解決いたします

体験コース・相談コース

スマートフォン教室開催します

■ 社会教育課 社会教育係 ☎65・20007

スマートフォンを利用でお困りのことはありませんか? 左記日程をご確認の上、ぜひご参加ください。

【募集期間】 4月12日(火)〜4月22日(金)

【申込先】 桂川町住民センター

【申込方法】 桂川町住民センター窓口のみで受け付けます。(電話申込不可) ※平日8時30分〜17時15分

【その他】 スマートフォンは事務局で準備いたします

※ 新型コロナウイルス感染症拡大状況により、開催及び内容について変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

	体験コース	相談コース
内容	スマホの操作体験	スマホの悩み相談
対象	桂川町在住者	桂川町在住者
定員	各10名	各6名
会場	桂川町住民センター	桂川町住民センター
受講料	無料	無料
開催日	5月12・26日 (iPhone) 6月9・23日 (Android) 7月16・24日 (iPhone) ※月2日1セットです。	5月20日 6月17日 7月15日
時間	午前: 10時~11時30分 午後: 13時30分~15時	10時~11時30分